

第3節 神戸市の推進事業の整理

3-1 新オレンジプラン（平成27年1月策定）以降の神戸市の事業等

資料：神戸市 HP

1. 「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」(令和3年12月9日改正)

神戸市では、2016年9月にG7保健大臣会合が開催され、「認知症高齢者等に優しいコミュニティ、認知症サポーターの便益・効果を含む研究を奨励」という内容を含む「神戸宣言」が出された。

この「神戸宣言」を踏まえ、「認知症の人の尊厳の保持、意思の尊重、社会参加の促進」「安心して暮らし続けられるまち」「認知症の人とそのご家族が必要な支援を受けられること」「まち全体で支えること」などを目指した「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」を制定し、「予防及び早期介入」「事故の救済及び予防」「治療及び介護の提供」「地域の力を豊かにしていくこと」を柱とした取組みを進めている。

(1) 条例の目的

条例では、認知症の人にやさしいまちづくりの理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定め、もって認知症の人にやさしいまちの実現に資することを目的とする。

(2) 基本理念

- ① 認知症の人の尊厳が保持され、その者の意思が尊重され、社会参加を促進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと。
- ② 認知症の人とその家族のより良い生活を実現するために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること。

(3) 取り組むべき4本柱

① 予防及び早期介入

WHO 神戸センター・神戸大学等の共同研究に対し、フレイルチェック等の結果データ提供等による連携・協力認知症治療薬及び早期診断手法の研究や開発支援を行い、得られた成果等最新の知見の市民への還元等及び認知症に関する施策に反映

② 事故の救済及び予防

認知症と診断された人による事故に関する救済制度の創設
移動手段の確保等地域での生活支援策
認知症の疑いがある人の運転免許自主返納の推進

③ 治療及び介護の提供

地域包括支援センターを認知症に係る相談の拠点とする
早期診断体制の確立
認知症初期集中支援チームの全区実施

認知症疾患医療センターの拡充

④ 地域の力を豊かにしていくこと

認知症サポーター養成の実施

児童及び生徒に対する認知症の人を含む高齢者への理解を深める教育

中学校区単位での認知症高齢者等への声かけ訓練の実施

行方不明高齢者早期発見事業の実施

地域包括支援センターの認知症相談対応の充実

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（概要）

背景・意義

神戸市では、これまで、市民福祉の向上、震災を教訓とした地域見守り活動、神戸医療産業都市構想等に取り組んできた。

国の「認知症施策総合推計戦略（新オレンジプラン）」を推進するとともに、G7保健大臣会合「神戸宣言」を受け採択されたWHO（世界保健機関）の認知症グローバルアクションプランの実践によって、認知症の人にやさしいまちづくりを推進していく。

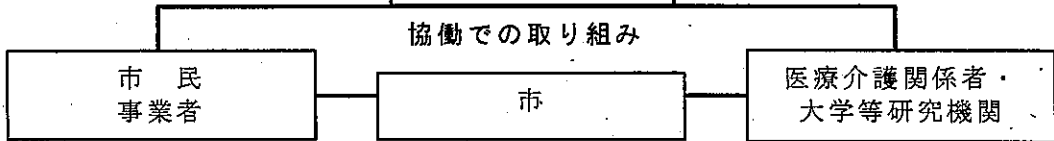
基本理念

- ・認知症の人の尊厳が保持され、その人の意思が尊重され、社会参加を推進し、安全に、かつ、安心して暮らし続けられるまちを目指すこと
- ・認知症の人とその家族のよりよい生活を実現させるために必要な支援を受けられるよう、まち全体で支えること

施策

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ● 予防及び早期介入（WHO・神戸医療産業都市・大学・研究機関等の連携による取り組み） ・ 研究に対する介護等の情報提供 ・ 認知症治療薬や早期診断手法の研究、製品・サービスの開発支援 ・ 研究成果の市民への還元等、施策への反映 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事故の救済及び予防 ・ 認知症と診断された人による事故に関する救済（給付金の支給） ・ 移手段の確保等、地域での生活支援 ・ 認知症の疑いがある人のお運転免許自主返納の推進 |
| <ul style="list-style-type: none"> ● 治療及び介護の提供 ・ 地域での相談体制、早期受診につながる体制 ・ 早期診断や適切な治療・介護の提供に必要な環境整備 ・ 医療・介護に係る人材の確保と資質向上 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の力を豊かにしていくこと ・ 交流できる環境や社会参加の場の整備 ・ 地域包括支援センター単位での声かけ訓練 ・ ICTを活用した行方不明者対策等見守り体制の提供 ・ 市民への啓発、児童・生徒への教育の推進 ・ 成年後見等の権利擁護の推進 |

認知症の人にやさしいまちの実現



認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会

認知症の人にやさしいまちづくりの推進・評価

出典：神戸市資料

2. 生活支援・見守り・家族等支援

(1) 認知症地域支えあい推進事業

地域における認知症についての理解を深める学習会の開催や、認知症予防の取組みを支援するため、地域に専門職を講師として派遣する。(別添資料①)

(2) KOBE みまもりヘルパー

認知症の方や、介護保険の認定を受けるまでに至らない軽度認知障害(MCI)の方に対する、在宅生活への支援として、自宅に訪問し、見守りや話し相手、外出の付き添い等を行うヘルパーサービス(神戸市の委託を受けた指定訪問介護事業所の訪問介護員がサービスを提供)を実施している。(別添資料②)

(3) 神戸市高齢者安心登録事業

行方不明など日常生活に心配がある高齢者の、生活情報等の事前登録を行うことにより、担当のあんしんすこやかセンターや警察などにおいて情報を共有する。また、あんしんすこやかセンターなどで日頃の地域見守りに役立てる。万一、登録者が行方不明になった場合は、地域の捜索協力者に対し、電子メールで行方不明発生情報を、24時間365日配信し、警察への情報提供を呼びかけ、早期発見と保護を目指す。(捜索協力者とは、民生委員や介護保険サービス事業者などで、捜索協力メールを受信し、日常生活において可能な範囲内で捜索に協力する方のこと。)(別添資料③)

(4) こうべオレンジカフェ

神戸市内で開かれている認知症カフェを市民の皆さんに広く知っていただき、認知症のご本人とご家族を支える地域づくりを推進していくために「こうべオレンジカフェ(認知症カフェ)」の登録事業を行っている。(別添資料④)

神戸市福祉局介護保険課あて
FAX 322-6047

年 月 日

認知症地域支えあい推進事業 専門職派遣申込書

区 団体名 _____

担当者: _____

住所: (〒 _____) _____

電話: _____

FAX: _____

メール: _____

*印は、記載のつく欄を必ず記入ください。

行事名										
実施区分	<input type="checkbox"/> 単独の事業として開催 <input type="checkbox"/> 既存の事業にあわせて実施									
事業種別	<input type="checkbox"/> 講座・学習会 <input type="checkbox"/> ふれあい調査 <input type="checkbox"/> 認知症高齢者声かけ訓練 <input type="checkbox"/> その他()									
参加者・予定人数	名 <small>*詳細に、下欄に年齢構成等を記入ください。</small>									
会場	会場名: _____	広さ: 約 _____ m ²								
	(住所: _____ 番 _____ 号 _____ 区 _____ 町 _____ 番地 _____ 分)	最寄駅 (電車・バス): _____ 線 _____ 駅								
	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	当日連絡先 (TEL): _____								
派遣希望 <small>*日時は第3希望まで記入してください</small>	種	<input type="checkbox"/> 1 看護職 <input type="checkbox"/> 2 薬剤師 <input type="checkbox"/> 3 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 4 歯科衛生士 <input type="checkbox"/> 5 理学療法士 <input type="checkbox"/> 6 作業療法士 <input type="checkbox"/> 7 言語聴覚士 <small>*第一希望のみを区に入れてください。</small>	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~	年 月 日 () 時 分 ~
	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	第7希望	第8希望	第9希望	第10希望
	<small>*派遣期間は2023年5月15日～2024年3月31日、派遣時間は毎日1時間</small>									
用意できるもの	<input type="checkbox"/> パソコン <input type="checkbox"/> プロジェクター <small>*両方でセットできる場合に区してください</small> <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> マイク <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> ホワイトボードマーカー <input type="checkbox"/> マグネット									
連絡事項										

別添資料①

認知症になっても安心して暮らしていけるまちへ

2023年度

認知症地域支えあい推進事業
～専門職を地域に派遣します～



認知症は、加齢によって多くの人がなり得る病気です。高齢化が進む中、社会全体が認知症について理解し、認知症になっても安心して暮らしていけるまちを目指してまいります。神戸市では、地域における認知症についての理解を深める学習会の開催や、認知症予防の取組みを支援するため、地域に専門職を講師として派遣します。

- ◆ **対象**
市内に活動の拠点を有する地域団体等
(自治会・老人会・老人クラブ、ふれあいのまちづくり協議会など)
※概ね5名以上の催し ※政治・宗教・営利を目的とした催しを除く
- ◆ **派遣職種（派遣メニューの詳細は、裏面のとおり）**
看護職、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
- ◆ **派遣期間・時間**
2023年5月15日～2024年3月31日
1回1時間まで ※申込みは上記期間中5回まで、同じ職種を複数申込みは不可
- ◆ **派遣費用**
派遣費用は無料 ※その他の行事開催費用（会場使用料、案内印刷費など）は、地域団体等で負担してください
- ◆ **申込み方法**
【インターネット】市ホームページから申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください
【郵送、FAX】このリーフレットの申込書を下記までご提出ください。市ホームページからもダウンロードできます。
【郵 送 先】〒650-8570（住所記載不要）神戸市 介護保険課 認知症地域支えあいの係
【FAX 番号】078-322-6047
※複数回申込みの場合は申込書を複数枚提出してください
※派遣可否については、メールまたは郵送等でお知らせします
※5・6・7月実施分は4月中旬、8月以降実施分は5月中旬通知予定)
- ◆ **申込み締め切り**
2023年3月20日（月）必着
※追加募集を行う場合は市ホームページに掲載します 市ホームページはこちらから → [神戸市 認知症地域支えあい](#)

活用例

- ・ 認知症について理解するための学習会を開催したいので、専門職に講師として来てほしい
- ・ 団体が日曜開催している事業へ専門員に来てもらうて、認知症予防について教えてほしい

- ◆ **注意事項**
 - ・ 同じ職種に申込みが集中したり、希望日に対処可能な講師がいななどの場合は、ご希望に添えない場合があります
 - ・ 行事の開催準備、参加者の募集等は主催者である地域団体等で行ってください
 - ・ 新型コロナウイルス感染症対策を十分実施の上、開催してください
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず講師派遣を中止する場合があります
 - ※ 本募集は、令和5年度神戸市一般会計予算の成立を前提としています
 - 問い合わせ先： 市総合コールセンター（年中無休800～2100） TEL：0570-083330 または 078-333-3330

出典：神戸市 HP

◎認知症地域支えあい推進事業（専門職派遣メニュー）

番号	職種	テーマ	内容
1	看護職	認知症を正しく理解し、地域での支え合いを考える	一人ひとりが認知症を正しく理解し、地域で支え合い、支えあいを実現するためのノウハウ、分かりやすく指導します。また、地域での支え合いに必要な社会資源（あんしんすこやかセンター、医療介護、福祉会、認知症カフェ等）の活用や認知症予防についてもご説明します。 <主な内容> ・認知症の正しい捉え方、地域に生じるもの受けとれ、認知症の強い心と、認知症の方とのつながり方、見守り方 ・認知症予防する3つの方法（運動）[栄養] [薬物] [社会参加] ・社会資源の活用（あんしんすこやかセンター、医療介護、福祉会、認知症カフェ等）
2	薬剤師	認知症の方の薬物の工夫	認知症になると、薬が効かなくなったり、副作用が増えたり、忘れられる薬も少なくありません。「薬が効かなくなる」「効かなくなる」「薬が効かなくなる」などの状況のご工夫や、コミュニケーションの仕方について、薬剤師の分かりやすいご説明します。 地域の方が存在する、薬物・薬剤師が、認知症の方の薬物で薬に気を配る、薬に気を配る、薬に気を配るお話をいたします。 [お薬の正しい飲み方] 誤服、副作用等 ※それ以外の薬物で対応できる場合があります。
3	管理栄養士	認知症予防のための[栄養]と認知症の方への食事支援	認知症を予防し、健康を維持するために必要な、バランスのとれた食生活を営むことで身体機能を維持することや大抵です。その一方で、認知症の低下すると、栄養の摂取と食品の嗜好性という食事の目的を、自分で達成することが難しくなることがあります。 プレイル予防の3つの要素のうちの一つでもある「栄養」と、認知症の方の嗜好性を観察し、寄り添いながらサポートする食事支援の方法について、管理栄養士が分かりやすくお話しします。
4	歯科衛生士	認知症予防のための歯口管理	認知症が低下すると、セルフケアが難しくなり、不衛生な状態になりやすくなります。それにより、歯肉炎や歯周炎（ごまごま）や歯肉炎などの感染を引き起こす、全身の健康にも悪影響が及びます。口の手入れに悩むことは、認知症の予防にもつながります。口の歯の手入れなど、歯科衛生士が分かりやすくお話しします。 <主な内容> ・オーラルフレイル予防と認知症予防 ・認知症予防のための歯口管理（歯肉炎、歯周炎） 運動機能の低下が原因で歯磨きや歯粉の塗布が難しく、効果的な運動や認知症予防に必要な知識が分かりやすくお話しします。ぜひみなさまの知識、何だ生活にお役立てください。
5	理学療法士	認知症予防していつまでも健康的な生活を送ってほしい運動と体操～	認知症予防に有効な「日常生活での工夫」や「体操・筋トレ」などについて、作業療法士が、分かりやすくお話しします。 <主な内容> ・認知症とは、認知症予防について（生活の工夫など） ・トレーニング紹介
6	作業療法士	運動でもできる認知症予防、認知症への対応	認知症の方のように思うほどの心配、言語能力が分りやすいお話しです。また、認知症予防にもコミュニケーションは重要な役割を担っています。認知症を予防するための対応も紹介いたします。 <主な内容> ・認知症とは、運動と認知症との関係 ・認知症を予防するには何をやるのか、筋トレやヨガやコミュニケーション、認知症の方に対するコミュニケーション

認知症に関する相談窓口や
診断後受けられる支援について

相相談

「最近の支え合いがある方、もしかしら認知症？」等、悩んでいる方、すぐにご相談ください。

- **認知症相談ダイヤル**
認知症に関する相談窓口
月～土 9:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く）
☎ 262-1717
- **あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）**
認知症の介護に関する総合相談窓口
お話しはご自由です。☎ 741-3707
- **よがの窓口（原元介護支援事業所）**
介護現場でのヘルプを必要とする認知症の介護に関する相談窓口
この介護現場の話を聞きながら、困りごとを相談いただけます。
☎ 242-0601
- **ひょうご若年性認知症支援センター**
若年性認知症に関する相談窓口
〒650-0827 神戸市中央区西宮町1-13-10
☎ 242-0601

権利擁護

- **福祉サービス利用援助事業**
権利擁護が十分でない方が、福祉サービスの利用や各種申請書の書き方を支援します。
こころケアセンター ☎ 271-3740
月～土 9:30～12:00
- **成年後見制度に関する相談窓口**
判断能力が十分でない方の後見制度等に関する法律相談が、本人に代わり受けていただきます。
認定認知症センター ☎ 271-5321
月～土 9:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

認知症神戸モデル

- **事故救済コールセンター**
☎ 0120-259315（24時間 365日受付）
- **認知症後援会（第1段階）受診券の申込み**
〒650-0833 神戸市中央区西宮町1-13-10
☎ 0570-083330

神戸市の認知症施策についてはこちらをご覧ください
URL: <http://www.city.kobe.lg.jp/s40710/kenko/chiukashu/chiukashu/information/chiukashu.html>

- **家族支援・見守り・生活支援**
- **こころケアカフェ（認知症カフェ）**
認知症の方と家族、関係者に、専門職の心がかりに寄り添い、気軽に交流や相談ができる場を地域の中心に設けています。
- **高齢者安心登録事業**
認知症の方と家族、関係者に、専門職の心がかりに寄り添い、気軽に交流や相談ができる場を地域の中心に設けています。
- **認知症のひとと家族の会**
介護支援センターを通じて、認知症の方と家族の会、関係者に、専門職の心がかりに寄り添い、気軽に交流や相談ができる場を地域の中心に設けています。

KOBEみまもりヘルパー

認知症は介護職員（ヘルパー）の役割を担うことが求められています。認知症の専門知識を有する介護職員（ヘルパー）を確保して、認知症の方の生活を支援します。認知症の方の生活を支援するヘルパーの役割は、認知症の方の生活を支援することです。認知症の方の生活を支援するヘルパーの役割は、認知症の方の生活を支援することです。

医療

- **認知症後援会センター**
認知症後援会センターは、認知症の方と家族、関係者に、専門職の心がかりに寄り添い、気軽に交流や相談ができる場を地域の中心に設けています。
神戸市認知症後援会センター ☎ 271-3740
月～土 9:30～17:00（土日祝日、年末年始を除く）

認知症の方を地域で支えよう

認知症の方を地域で支えよう
認知症の方を地域で支えよう
認知症の方を地域で支えよう



認知症またはMCIと診断された方でヘルパーの訪問が必要な方へ
「KOBEみまもりヘルパー」

日常のみまもりや、
お話相手として
訪問してほしい

診断を受けたが
不安があるので
定期的なみまもり
に来てほしい

お散歩に行くとき
に付き添ってほしい



このような日常生活のお悩みを解決し、
認知症の方や軽度認知障害の方の生活をサポートします!!!

神戸市では、認知症の方や、介護保険の認定を受けるまでに至らない軽度認知障害（MCI）の方への在宅生活の支援として「KOBEみまもりヘルパー」事業を開始します。

介護認定非該当の方・介護サービスを受けていない方も利用できます！下記までご相談ください。

担当ケアマネジャーがいない、
相談したいけどよくわからない方は

担当ケアマネジャーが
いる方・要介護認定を
受けている方

お住まいの地域を担当する
あんしんすこやかセンターへ

神戸市 あんしんすこやかセンター

検索

あんしんすこやかセンター



担当のケアマネジャー
または、えがおの窓口へ



介護保険 えがおの窓口

ご相談の際に必要なものは裏面を参照してください →

<この事業の対象となる方>

神戸市内に居住する方のうち、認知症または軽度認知障害（MCI）と診断を受けた方で、寝たきりではない方

次のような介護保険サービスに含まれないサービスについて利用できます。

（例）自宅に訪問して行う、見守りや話し相手、外出への付き添い等

申請の際に必要なもの

◎介護保険被保険者証 ※65歳未満の方は健康保険証

◎手元にある下記の書類

認知症「神戸モデル」を利用している方は、下記のいずれかが必要です。

□認知機能精密検査（第2段階）の医療機関で交付される「神戸市認知機能精密検査結果（受信者用）」（診断様式第3号）のコピー（交付されていない場合は、医療機関名・診断年月を申請書に記載してください）

□事故救済制度に加入した際に交付される「賠償責任保険制度<二次保険>被保険者証」または「GPS 安心かけつけサービス」に加入したことが分かる書類（契約書など）のコピー

認知症「神戸モデル」を利用していない方は、下記が必要です。

・認知症と診断された方

*事故救済制度の加入申込を同時に行ってください。

○「賠償責任保険 GPS 安心かけつけサービスのご案内」リーフレットの診断書

・軽度認知障害（MCI）と診断された方

○KOBE みまもりヘルパー利用申請書裏面の診断書

*認知症「神戸モデル」を利用していない方は、診断書の様式をお渡ししますので、表面記載の「あんしんすこやかセンター」または「担当ケアマネジャー・えがおの窓口」にご相談ください。

*診断書料は自己負担となります。

<利用条件>

利用料：30分あたり 135円（1時間あたり 270円）

利用単位：30分単位で利用できます。

利用限度：1か月のうち、最高4時間まで

（介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、最高に時間まで）

問い合わせ先

神戸市総合コールセンター

0570-083330 または 078-333-3330（年中無休 8:00~21:00）

FAX 078-322-6047



「本人
(登録者)」

もし行方不明になったら…



「親族・
介護者等」

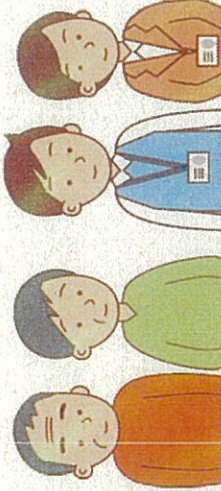
「神戸市社会福祉協議会」



警察署への通報・届出後、
メール配信を電話で依頼

24時間受付、無休

※電話番号は登録者に別途案内



「捜索協力者」 民生委員・
介護保険サービス事業者 など



「警察」

見かけたら
情報提供

本人(登録者)の
発見・保護

こうべオレンジカフェ登録事業

神戸市内で開かれている認知症カフェを市民の皆さんに広く知っていただき、認知症のご本人とご家族を支える地域づくりを推進していくために「こうべオレンジカフェ（認知症カフェ）」の登録事業を行っています。

※登録には一定の要件を満たす必要があります。

こうべオレンジカフェに登録していただいた認知症カフェについては、以下の支援をいたします。

- ①ホームページや広報紙への掲載等、広報活動に関する協力
- ②カフェの開設や運営に関する情報提供や神戸市の認知症関連施策や啓発媒体について情報提供を行うほか、登録している市内カフェの連絡会を実施
 - こうべオレンジカフェ登録事業チラシ（PDF①）
 - こうべオレンジカフェ登録手続きについて（PDF②）

(1) こうべオレンジカフェ登録要件

- ①認知症の人や物忘れに不安を感じる人、及びその家族が気軽に立ち寄り、安心して過ごせると共に、相談や情報収集ができる居場所づくりを開催目的とすること。
- ②運営主体は、地域住民やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等の団体が実施するものとする。
開催時には、医療・介護の専門職又は認知症サポーター養成講座受講者など、認知症について知識を有し、認知症の人に対応した経験を有する者が必ず1名以上スタッフとして常駐すること。
- ③前項の運営主体は、市内で活動している団体であること。ただし、神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年神戸市条例第29条）に規定する暴力団又は暴力団員の統制以下にある団体でないこと。
- ④継続的に開催し、開催日時や場所等の開催情報について、参加者から問い合わせに誠実に対応すること。また、変更等がある場合は、第8条第1項及び第2項にもとづき速やかに市へ報告し、常に正確な開催情報を市へ提供すること。
- ⑤事故防止と安全な運営に努め、運営中の事故及び苦情に関する駅人は運営主体が負うこと。

(2) こうべオレンジカフェ登録の申請

こうべオレンジカフェ登録事業実施要綱（PDF③）をご確認のうえ、福祉部福祉事業課へ申請書類を郵送して提出してください。

提出書類・指定のこうべオレンジカフェ登録申請書（様式第1号）（PDF④）

【提出先】〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-32

こうべ市民福祉交流センター4階福祉部福祉事業課 宛

(3) こうべオレンジカフェ登録申請後の流れ

申請書類をこうべ認知症生活相談センターで受理後、適当と認めた場合には、登録決定を行い、こうべオレンジカフェ登録決定通知書(様式第2号)(PDF⑤)を運営主体へ郵送にて交付します。

※おおよそ2週間程度で登録決定通知書を送付します。

※ホームページには申請受付からおおよそ1ヶ月程度で掲載します。

(4) こうべオレンジカフェ登録変更及び廃止について

①変更の手続きについて

開催場所や開催回数、その他登録内容に変更があった場合には、そのつど運営主体がこうべオレンジカフェ登録届(様式第3号)(PDF⑥)を福祉部福祉事業課まで郵送にて提出してください。

②登録廃止手続きについて

登録の廃止を希望する場合は、予定日の1ヶ月前までにこうべオレンジカフェ廃止届(様式第4号)(PDF⑦)を福祉部福祉事業課まで郵送にて提出してください。

市および福祉部福祉事業課は運営主体からの届け出がない場合においても、登録要件に適しないことを確認した場合は、登録決定を取り消す場合があります。

(5) こうべオレンジカフェ実績報告について

こうべオレンジカフェ実施結果について、毎年9月末と3月末にこうべオレンジカフェ実施報告書(様式第5号)(PDF⑧)を福祉部福祉事業課までFAXにて提出してください。

【提出届】 福祉部福祉事業課 FAX: 078-271-5366

(6) こうべオレンジカフェ登録事業に関するお問い合わせ

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 福祉部福祉事業課

電話番号: 078-200-4013 FAX 番号: 078-271-5366

受付時間: 月～金曜日 9時～17時【祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く】

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3丁目1-32

こうべ市民福祉交流センター4階

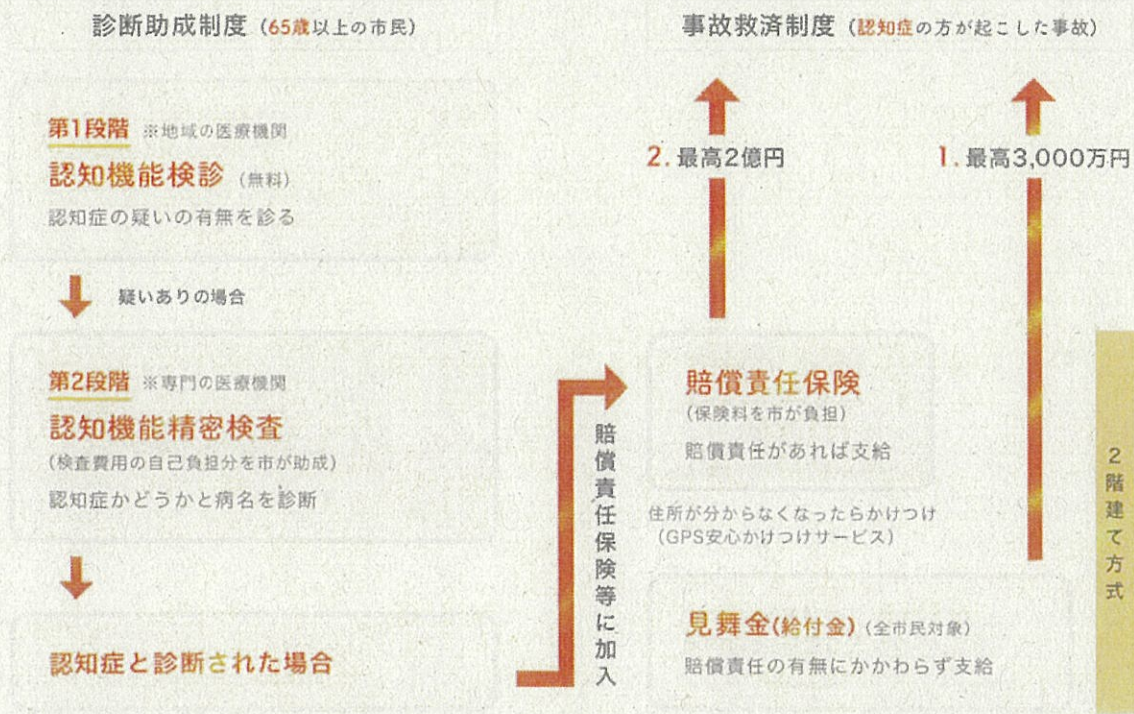
3. 認知症神戸モデル

(1) 認知症神戸モデル概要

認知症の方やそのご家族が安心・安全に暮らしていけるよう、65歳以上の市民を対象に早期受診を支援する「診断助成制度」と、認知症の方が外出時などで事故に遭われた場合に救済する「事故救済制度」を組み合わせる制度である。

これらにかかる費用は市民の皆さまのご負担（個人市民税均等割の上乗せ1人あたり年間400円）でまかなっている。

● 認知症神戸モデルのイメージ図



診断助成制度の認知機能検診（第1段階）は、制度開始から2年間で約4万人の方が受診、事故救済制度の賠償責任保険には約6,500人の方が登録しています（令和3年10月末時点）。

出典：神戸市 HP

(2) 診断助成制度

ア. 第1段階／認知機能検診

認知症の疑いの有無を診るための検診です。受診券の持参で、無料で受けられる。認知症の疑いがある人には、認知機能精密検査（第2段階）の受診を案内する。

対象者	65歳以上の市民 ※年度内に65歳になる64歳の方も対象。
受診の方法	必ず、※受診券（あらかじめ申込みが必要）を持参のうえ、 〈第1段階〉認知機能検診の実施医療機関で受診（要電話予約）

検診の内容	認知機能（記憶力、判断力や会話能力など）が低下していないか、生活上支障が出ていないかについて、医師による検診を行う。
受診の費用	検診は無料。
受診後について	<ul style="list-style-type: none"> ・受診した医療機関で認知症の疑いが「ある」か「ない」かの結果を通知。 ・認知症の疑いが「ない」人の認知機能は、歳とともに変化することがあるため、1年後に認知機能検診（第1段階）を受診することをすすめる。 ・認知症の疑いが「ある」方認知機能精密検査（第2段階）の受診を案内する。

イ. 第2段階／認知機能精密検査

専門の医療機関で、認知症かどうかと、軽度認知障害（MCI）も含めて、病名の診断を行う。

第2段階の実施医療機関で受診。検査結果にかかわらず、保険診療の自己負担分を全額助成する。（保険診療の自己負担分をいったん医療機関へ支払い⇒後日返金（要申請））

対象者	認知機能検診（第1段階）で認知症の疑い「あり」の人
受診の方法	健康保険証と紹介状を持参のうえ、第2段階の実施医療機関で受診（要電話予約）。 紹介状は、認知機能検診（第1段階）実施医療機関で渡す。
検診の内容	頭部のCTやMRIの画像検査、認知機能の状態を測るための神経心理検査などの検査を行う。
受診の費用	保険診療の自己負担分をいったん医療機関の窓口で支払い、後日、市から全額返金（要申請）
受診後について	<ul style="list-style-type: none"> ・受診した医療機関で診断結果を知らせる。 ・受診後の手続き等は、 認知症と診断された人→認知症事故救済制度の対象となるので、希望者は申込み。 軽度認知障害（MCI）と診断された人→およそ半年後に経過観察のための検査を受診するをすすめる。（検査にかかる費用は助成） 認知症でないと診断された人→認知機能は、歳とともに変化することがあるので、1年後に認知機能検診（第1段階）を受診することをすすめる。

(3) 事故救済制度

ア. 賠償責任保険制度

① 制度の概要

認知症と診断された人が事故を起こし賠償責任を負われた場合（家族が監督義務者として賠償責任を負われた場合も含む）に備え、神戸市が保険料を負担して賠償責任保険に加入できる制度。

保険に加入された方が交通事故等で亡くなった場合等の保険を含む。

② 保険に加入できる人

神戸市の認知症診断助成制度等で認知症と診断された人

保険金の種類	対人補償・対物補償 ＜賠償責任保険＞	本人の死亡・後遺障害＜傷害死亡・後遺障害保険＞（認知症の人が被害に遭ったとき）
保険金の額	1事故 最高2億円	死亡 100万円 後遺障害（程度により）42万円～100万円
備考	自動車事故など対象外となる場合がある	本人の交通事故、交通乗用具の火災による事故の場合に限る（自動車事故は対象）。

③ 保険期間

市が申込書を受理した日から1年間。

2年目以降は自動更新（市外に転出された場合や亡くなられた場合などは解約）。

④ 保険料

無料（神戸市が負担）。

イ. 認知症事故救済制度専用コールセンター

事故があれば、24時間365日対応の専用コールセンターが事故対応等の相談に応じる。

ウ. GPS安心かけつけサービス

① 制度の概要

認知症の人が行方不明になった場合に、GPS（衛星利用測位システム）の位置情報を頼りに、早期発見し、事故を未然に防ぐ。

※現在位置が探索できる（スマートホンで確認できる）。

※家族等からの依頼で事業者が居場所にかかけつけ、搜索を支援する（1回の搜索時間3時間まで）。

② 費用

契約事務手数料	4,500円／台	神戸市が負担
月額利用料	2,000円／台	本人が負担
かけつけサービス出動料金	6,000円／1時間	※最大3時間まで神戸市が負担（年6回まで） 本人が負担（7回目から）

エ. 見舞金（給付金）制度

認知症の人が起こした事故で被害に遭われた市民の方へ、市から最高3,000万円の見舞金（給付金）を支給。※自動車事故など対象外となる場合がある。

■被害に遭った市民に支給・・・すべて最高額

死亡3千万円、入院10万円、財物損壊10万円、後遺障害3千万円、通院5万円、休業損害5万円

■事故を起こした市民に支給・・・すべて最高額

被害者見舞金費用10万円（被害者が市外の方に限る）、類焼被害者見舞費用30万円 / 世帯（1事故1千万円まで）（被害者が市民の方の場合に限る）

4. 権利擁護

(1) 権利擁護事業

ア. 権利擁護相談

判断能力が衰えてきたお年寄りや知的・精神障がいのある人など、判断能力が十分でない方の権利侵害や財産管理に関する不安、困りごとなどについて、社会福祉士などの経験豊かな相談員が相談に応じる。

法律問題にかかわる専門的な案件については、弁護士が直接相談に応じる(予約制・相談無料)。

イ. 成年後見制度の利用支援及び市民後見人養成等

神戸市成年後見支援センターにおいて、判断能力が衰えてきたお年寄りや知的・精神障がいのある方など、判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度の活用の手伝いをする。

神戸市成年後見支援センターでは、成年後見制度の無料相談及び市民後見人養成などを行っている。

ウ. 後見報酬助成(成年後見制度利用支援事業)

神戸市では、成年後見制度の利用に伴う経費の支出が困難な生活保護受給者や生活保護受給相当の人に対し、「成年後見制度利用支援事業」として、後見報酬等の助成を行っている。

エ. 高齢者・障害者及びその家族の金銭管理における権利擁護に関する連携協定(三井住友銀行・みなと銀行)

高齢化が急速に進行する中で、金銭管理面を中心とした権利擁護を進め、高齢者や障害者、その家族が安心して日常生活を送ることができるよう、令和3年10月1日、神戸市は、三井住友銀行及びみなと銀行との間で連携協定を締結した。

協定の一環として、「認知症神戸モデル」受診者に発行される「認知機能精密検査結果」を、両行窓口で認知判断能力等を確認する資料の1つとして利用できる。(例：親の成年後見人が決まるまでの間、家族が代わりに親の預金から医療費を支払う場合など)

また、認知症など金融取引に不安が感じられる人を銀行窓口で把握した際、神戸市(市社会福祉協議会)の相談窓口へ取り次ぐなど、機会を捉えた早期相談を推進している。

(2) 福祉サービス利用援助事業

判断能力が不十分などの理由で日常生活に支障を感じているお年寄りや障がいのある人のために、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理の手伝い、預貯金通帳・証書などを金融機関の貸金庫での預かりなどを行う。

福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

出典：神戸社会福祉協議会 HP

日常生活に支障を感じておられる高齢の方や知的障がい、精神障がいのある方の福祉サービスの利用手続きのお手伝いや日常の金銭管理、重要書類のお預かりなどを行います。

なお、この事業をご利用いただくために、神戸市社会福祉協議会との間で契約を結んでいただきます。

▼こんなときにご相談ください

- ・福祉サービスの利用手続きがよくわからない。
- ・銀行でお金をおろしたり、振り込んだりすることができない。
- ・生活費を計画的に使うことができなくなってきた。
- ・通帳や印鑑をどこにしまったのか忘れてしまう。
- ・家賃や公共料金の支払いを忘れてしまう。
- ・定期預金通帳や重要書類を家に置いておくのが不安。

▼以下の3つすべてに当てはまる方にご利用いただけます

- ・福祉サービスの利用や金銭管理などについて1人で判断することが難しい高齢の方や知的・精神障がいのある方
- ・契約内容について理解する能力のある方
- ・神戸市内にお住まいの方

※施設（グループホームを除く）に入所されている方や病院に入院されている方は、原則としてご利用いただけません。ただし、お金を無心されてお困りの場合や近いうちに退所・退院して在宅で生活されるご予定の場合などは、ご相談ください。

▼センターがお手伝いできること

①福祉サービスの利用援助

適切な福祉サービスを受けられるよう、情報提供や利用手続きのお手伝いなどをします。

②日常的な金銭管理サービス

- ・日常的に使用する通帳・銀行届出印をお預かりします。
- ・毎月の生活費を金融機関から出金して、お届けします。（概ね月1回）
- ・電気・ガス・水道等の公共料金、家賃、介護サービス利用料などの支払い手続きをお手伝いします。

③貸金庫サービス

下記の重要書類などを銀行の貸金庫でお預かりします。

預貯金通帳（日常的に使用しない定期預金の通帳や証書）、有価証券（債券など）、証書（年金証書・保険証券・契約書・不動産の登記済証など）、実印、キャッシュカードなど

※宝石・貴金属・書画などはお預かりできません

▼ご利用手続き

まずは、お電話で下記までご相談ください。

後日、こうべ安心サポートセンターの専門員がご本人にお会いして、ご本人の状況やご意向を確認します。

そして、具体的に支援計画を作成し、契約を結びます。契約の後、生活支援員や専門員が援助を行います。

▼利用料

<福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理サービス>

援助時間 30分につき 500円と訪問にかかる交通費

(原則として安心サポートセンターと訪問先の移動にかかる費用)

通帳保管料 1か月につき 200円

<貸金庫サービス>

- ・預金残高 1,000万円未満の場合

保管料：1か月につき 500円

保管物出し入れのための訪問：1回につき 1,000円 (交通費不要)

- ・預金残高 1,000万円以上の場合

保管料：1か月につき 1,000円

保管物出し入れのための訪問：1回につき 2,000円 (交通費不要)

【参考資料】

日常生活自立支援事業実施要領

1 目的

本事業は分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関係事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）又は指定都市社会福祉協議会（以下「指定都市社協」という。）とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 都道府県社協にあっては社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社会福祉協議会、指定都市社協にあっては同条第 2 項に規定する社会福祉協議会

- (2) 社会福祉法人

- (3) 公益社団法人又は公益財団法人

- (4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人

- (5) 特定非営利活動法人

- (6) (1) から (5) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業の種類

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。

- (1) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）

- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）

- (3) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている (1) の事業に従事する者の資質の向上のための事業

- (4) 指定都市社協が行う (2) の事業に従事する者の資質の向上のための事業

- (5) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている (1) の事業に関する普及及び啓発

- (6) 指定都市社協が行う (2) の事業に関する普及及び啓発

4 事業の内容

- (1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知所や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与する事その他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思

表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。) であること。

(イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められるものであること。

イ 援助の内容

(ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- ・福祉サービスの利用に関する援助
- ・福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
- ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他の福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助

(イ) (ア) に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。

- ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理(日常的金銭管理)
- ・定期的な訪問による生活変化の察知

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為に関わる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- ・申請は実施主体に対して行うものとする。
- ・申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- ・上記の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- ・実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- ・実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- ・支援計画は、本人の状況(必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。)の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その理解を得た上で契約を締結すること。

なお、4の(1)のウの(イ)により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

- ・支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、理解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。
- ・契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。
- ・その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の理解を得てその内容を見直すものとする。

・契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約の終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないように十分調整を行う

よう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ 利用料

(ア) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。

(イ) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第 83 条に基づき設置される運営適正化委員会に対し 4 の

(1) に規定する事業の実施状況（契約締結審査会による審査を含む。）について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

(2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業

実施主体は、5 の (1) に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。

(3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、副サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援する NPO 法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識並びに技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に係る専門的知見を

有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的に開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

【参考資料】

「成年後見制度」と「日常生活自立支援事業」の違い

成年後見制度は法務省が所管しており、家庭裁判所に選任された後見人が、身上監護や財産の管理、法的なサポートを行います。後見人には代理権や取り消し権などが付与されており、法的な支援体制が充実しています（内容は補助・保佐・後見の種類によって変わります）。

一方、日常生活自立支援事業は、支援内容が日常生活の範囲に限られており、福祉サービス利用の支援、日常的な金銭管理サービス、書類（通帳・証書など）の預かりサービスなどを行っており、成年後見制度に比べあまり重大な行為はできないとされています（日常生活自立支援事業にも、福祉サービスの利用手続きや預貯金の払戻しなど、制限された範囲内において代理権があります）。実施主体は都道府県・指定都市社会福祉協議会で、サービスを利用するためには、社協と契約する必要があります、最低限契約内容を理解することのできる判断能力が必要となります。

成年後見制度は法律の裏付けがしっかりしている反面、家庭裁判所での手続きが必要になるなど、利用開始へのハードルが少し高くなっています。対する日常生活自立支援事業は、社協に相談して必要と認められれば、比較的簡単にサービスを受けられるようになります。成年後見制度に比べて法的なサポートは制限されますが、安い費用で気軽に利用できるサービスといえます。

ただし、日常生活自立支援事業は、本人にサービスを利用する意思があり、内容を理解できることが契約の前提となっています。ですから認知症などが進行してしまった人は利用することができません。

両制度の比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
根拠法	民法	社会福祉法
所管庁	法務省	厚生労働省
対象者	判断能力が不十分な方 後見＝常に欠けている状態の者 保佐＝著しく不十分な者 補助＝不十分な者	判断能力が一定程度あるが（契約内容を理解できる程度）、十分ではない方
相談窓口	地域包括支援センター、家庭裁判所、弁護士、司法書士、社会福祉士等	市区町村社会福祉協議会
担い手	家庭裁判所が選任した成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人	社会福祉協議会 生活支援員、専門員
手続き	申立権者が家庭裁判所へ申立、裁判官の判断で後見開始	社会福祉協議会に相談・申込後、本人と社会福祉協議会が契約
費用	すべて本人の財産から支弁（申し立ての手続費用、登記の手続費用、後見の事務に関する費用、成年後見人、監督人に対する報酬費用等）	相談は無料（社会福祉事業として契約締結までの費用は公費補助）、契約後の援助は利用者負担
費用の減免又は助成	成年後見制度理表支援事業として申立費用・後見人への報酬の補助、リーガルサポート（司法書士会）による成年後見助成基金	生活保護受給世帯へ派遣する場合の生活支援員の賃金は、国庫補助対象経費 ※自治体独自で減免している場合もあります。

【参考資料】

先行事例

事例1 認知後見契約や公正証書遺言作成を組み合わせた「あんしんの3点セット」
品川区社会福祉協議会（東京都）

事業名	あんしんの3点セット http://shinashakyo.jp/koken/
事業開始	平成14年
目的・概要	<p>●元気なうちに、認知症等のため判断能力が低下して生活に支障が生じた場合に備え、定期訪問や個別サービスを行う「あんしんサービス契約」、判断能力が低下した時に支援する「任意後見契約」、亡くなった後の本人の希望を実現する「公正証書遺言作成支援」を行うサービス。</p> <p><あんしんサービス契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に訪問し、健康状態等を確認。判断能力の低下がみられる場合には、適切な時機に認知後見制度につながる。 ・お元気確認のための定期的な訪問 ・貸金庫の利用【通帳や証券等を預けたい方】（500円/月） ・個別サービス（1回1,200円等） （入院費の支払、定期的な支払の手伝い等） <p><任意後見契約></p> <ul style="list-style-type: none"> ・品川区社会福祉協議会を任意後見人として、公正証書により任意後見契約を締結。本人の判断能力が低下した際には、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行う。任意後見監督人が選任されると、品川区社会福祉協議会が任意後見人として後見活動を行う。 <p><公正証書遺言作成支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正証書遺言作成支援公正証書遺言の作成手続を支援。 （葬儀、相続などについて本人の希望に基づいた執行が可能になる。）
対象者	・品川区民で判断能力のある、ひとり暮らしの高齢者もしくは夫婦世帯、障害のある方
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・契約手続き支援料 30,000円（初回のみ） ・基本料金 2,000円（1ヶ月） <p>※任意後見公正証書作成料、公正証書遺言作成料等の費用は自己負担</p>

事例2 入院・入所時や死後の不安に備える「これからあんしんサポート事業」

事業名	これからあんしんサポート事業 http://www.kochi-csw.or.jp/document/?group=a3030b
事業開始	平成29年
目的・概要	<p>●頼れる親族などがいない方が判断できる間に、社協と契約することで日頃の見守りや入院・入所時の立ち会い、判断能力低下後の権利擁護支援、死亡後の支援などを本人の意志に基づいて行う事業。</p> <p>①見守りサービス（電話連絡や自宅訪問による状況確認） ②あんしんサービス1…入所・入院時の立ち会いや必要物品のお届け等 あんしんサービス2…預託金による入院費や施設利用料の支払い（判断能力低下時） あんしんサービス3…亡くなった際の葬送や埋葬、事務手続や家財処分など</p> <p>※死後事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亡くなった後の死後事務（家財処分等）について、契約時に公証役場で本人と社協で公正証書を作成。亡くなった際はあらかじめ定めた公正証書の内容に従い、各種事務手続を行う。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・高知市にお住まいの方（住民票がある方） ・単身世帯等の方

	<ul style="list-style-type: none"> ・親族の支援が受けられない方 ・預貯金が原則 1,000 万円以下の方 ・契約内容を十分理解し、利用を希望される方
利用料	<p>①年金費…6,000 円（月額 500 円）</p> <p>②1 時間 1,500 円（死後の支援についての利用料は発生しない。）</p> <p>③預託金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約時に下記費用を預託金として預かり、当事業の見守りの中で認知症などにより判断能力が低下した場合、預託金から入所費用の支払をしながら、成年後見制度適切な支援へつなぐ。また、死後事務の支払いなどを行う。 <p>例・入所・入院費用 3 ヶ月分（1 ヶ月 10 万円程度）30 万円～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬送費用 22 万円～ 合計 52 万円＋別途必要経費

事例 3 制度の狭間のニーズに対応する事業開発～死後事務、住まいサポート

福岡市社会協議会

事業名	<p>ずーっとあんしん安らか事業（預託金による死後事務サービス）</p> <p>やすらかパック事業（少額短期保険による死後事務サービス）</p> <p>住まいサポートふくおか http://www.fukuoka-syakyō.or.jp/</p>
事業開始	<p>ずーっとあんしん安らか事業：平成 23 年</p> <p>やすらかパック事業：平成 29 年</p> <p>住まいサポートふくおか：平成 26 年</p>
目的・概要	<p>●①ずーっとあんしん安らか事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が安心して生活を送れるよう、事前に預託金を社協が預かり、葬儀、家財処分等のサービスを実施する。また、契約後は定期的な見守りサービスの実施や入退院の支援（有料）などを行う。 <p>②やすらかパック事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と社協の生前の契約により、死後事務（直葬、納骨、家財処分、役所の手続き等）を行う。 <p>※直葬＝通夜・告別式を御子合わず 24 時間ご遺体を安置後、火葬する形式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協と、死後事務委任契約を結び利用料を支払っていただくことで、 ②保険の仕組みを利用し、②社協が委託した業者が死後事務を実施。 ・ずーっとあんしん安らか事業では預託金を 50 万円以上としているが、経済的に預託金を負担できない人がいることから、保険の仕組みを取り入れて事業開発することにより少額の負担で死後事務委任のサービスが可能となった。 <p>③住まいサポートふくおか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み替えて困っている高齢者を対象に、民間賃貸住宅への入居に協力する「協力店（不動産事業者）」や様々な生活支援を担う「支援団体」と連携し、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する事業。社協は、物件情報の提供、入居時や入居後に必要なサービスのコーディネートなどを行う。 ・平成 29 年度からは福岡市居住支援協議会の事業として実施している。 <p><支援団体が提供する生活支援サービス等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守り：定期的な安否確認、見守りセンサー、定期訪問など ・緊急時対応：119 番通報、協力員等による駆けつけなど ・専門相談：弁護士、司法書士、行政書士による各種相談 ・死後事務委任：行政への諸手続き、関係者への連絡など ・家財処分：家財回収、処理、ハウスクリーニング、片付けなど ・埋葬：納棺、火葬など ・埋葬・納骨：永代供養、共同墓等への納骨など ・権利擁護：成年後見受任、福祉サービスの利用援助や日常的・金銭管理など ・生活支援サービス：NPO やボランティア等による家事、買い・物、外出等の支援 ・医療・介護・保健サービス等のコーディネート：いきいきセンターふくおか（地域包括支援センター）による各種サービスのコーディネート <p>※本事業の支援団体ではないが、住民団体による主体的取組である「ふ</p>

	れあいネットワーク」(見守り)、生活支援ボランティアグループ等、広範な地いネットワーク」(見守り)、生活支援ボランティアグループ等、広範な地域福祉実践を事業の基盤としている。
対象者	<p>① ずっとあんしん安らか事業 次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市内に居住する 70 歳以上の方 <p>※同居者がいる場合は、すべて 70 歳以上の親族であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明確な契約能力を有する方 ・原則として子がいない方 ・生活保護を受給していない方 <p>② やすらかバック事業 次のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福岡市内に居住する 40 歳以上 90 歳未満の方 ・明確な契約能力を有する方 ・生活保護を受給していない方 <p>(5 年以内に癌を罹患していない、要介護 2 以下等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡時に、金品や貴重品を受け取る人(相続人)を指定できる方 <p>※指定できない時は、遺言書の作成が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死後事務を行うことができる親族がいない方 ・「声の訪問」等の見守りサービスを利用できる方 <p>※申し込みできる方であっても、保険審査等によって利用できない場合もある。</p> <p>③ 住まいサポートふくおか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の民間賃貸住宅への住み替えを希望している方で、65 歳以上の単身の方、もしくは 65 歳以上の方のみで構成される世帯。 <p>※民間賃貸住宅の家賃および各種サービス利用料を負担できる見込みがあることが必要。</p>
利用料	<p>ずっとあんしん安らか事業 入会金 15,000 円 年会費 10,000 円 (1 年につき) 預託金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀実施、必要経費等の支払 500,000 円～ ・残存家財処分サービス 業者見積額 <p>※賃貸住宅に居住している場合は、残存家財処分サービス費用の預託が必須。</p> <p>② やすらかバック事業 毎月の利用料 3,000 円～7,500 円</p> <p>※利用料は申込時の年齢で異なるが、保険会社の割増条件付契約にも対応するための料金設定としている。</p> <p>③ 住まいサポートふくおか 生活支援関連の支援団体が提供するサービスは、各団体の利用料</p>

事例 4

入院・入所時への備えと判断能力が低下した後のための任意後見契約をセットで事業化
大分県社会福祉協議会 (大分県)

事業名	やすらぎ生活支援事業 http://www.oita-syakyo.jo/higyo07/index.html
事業開始	平成 24 年
目的・概要	<p>●判断能力がしっかりしている時に本人と社協が契約を結び、入院・入所時や将来判断能力が低下した時に備えることを目的としたサービス。</p> <p>●判断能力がしっかりしている間の支援内容を決めた「やすらぎ生活支援事業委託契約」と判断能力が低下した後の支援内容を決めた「任意後見契約」を同時に締結することにより、判断能力が低下しても途切れることなく支援を提供できる仕組みとしている。</p> <p><事業内容></p> <p>①判断能力がしっかりしている間 (委任契約による支援) (主に緊急時)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所時の保証機能 ・入院、施設入所中の生活用品の手配 ・入院、施設入所中の金銭管理 ・入院中の自宅の保全 など <p>※保証機能には医療同意等、本人の生命、身体に関わる事項について利用者の代わりに決定することは含まれない。</p> <p>②判断能力が低下した後（任意後見契約による支援） （日常的な支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財産管理 ・入院や施設入所契約 ・要介護認定に関する手続 ・福祉サービス利用契約 など <p><チェック機能></p> <ul style="list-style-type: none"> ・委任契約（判断能力がある状態）による支援中も、第三者機関である「やすらぎ生活支援事業審査会」により支援内容のチェックを受ける。 ・本人にとって最良の支援方法についての検討を「やすらぎ生活支援事業審査会」に諮ることもある。
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に頼れる身寄りのいない一人暮らしの方 ・事業を理解して契約できる方 ・判断能力の低下に備えて本会を後見人とする任意後見契約を結ぶ方
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・公正証書作成の基本手数料 11,000円 ・登記嘱託手数料 1,400円 ・法務局に納付する印紙代 2,600円 ・委託契約(判断能力がある状態)による支援の利用料は、月会費 500円のほか、書類等預かりサービス 500円/月、サービス利用料 1,000円/1時間

事例5 入居債務保証支援事業で賃貸住宅の入居を支援

島根県社会福祉協議会

事業名	島根県入居債務保証支援事業 http://www.fukushi-shimane.or.jp/index.html
事業開始	平成24年
目的・概要	<ul style="list-style-type: none"> ●賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない人について、島根県内の市町村社協が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的とした事業。 ●入居保障債務を履行するため必要となる入居債務保証積立金を設置（県補助金及び県社協財源、利用料） <p><対象住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村社会福祉協議会と入居保障制度に関する債務保証の契約の締結が可能である賃貸住宅 <p><保証の対象・限度></p> <p>(1)滞納家賃：月額家賃の3ヶ月分に相当する額 (2)原状回復費用：月額家賃の2ヶ月分に相当する額 ※月額家賃：生活保護制度における住宅扶助費の月額家賃の上限額</p> <p><保証の期間></p> <p>原則2年以内（契約の再申請可能）</p>
対象者	<p>次の各号のいずれにも該当する方</p> <p>(1)本事業を利用して自立した日常生活を送ることが期待できる者であって、当該市町村内の賃貸住宅に入居を希望する方。</p> <p>(2)家賃等について継続的に支払いができるにも関わらず、入居時の保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。</p> <p>(3)世帯の収入が住民税非課税相当以下の方。</p>
利用料	15,000円

事例6 社会福祉法人との連携による入居債務保証支援（香川おもしろネットワーク事業）

香川県社会福祉協議会

事業名	香川おもしろネットワーク入居債務保証支援モデル事業 http://www.kagawaken-shakyo.or.jp/omoiyari/
事業開始	平成28年
目的・概要	<p>●家賃の支払いができるにも関わらず、賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない方について、香川おもしろネットワーク事業の参画社会福祉法人施設・社会福祉協議会が家主又は不動産業者と入居に関する債務保証契約を締結することにより、住居の確保を支援し、地域生活への移行や生活再建の基盤を支えることを目的として実施。</p> <p>●おもしろネットワーク県センター（県社協）に「おもしろネットワーク基金」を設置し、参画法人施設・社協が本事業を実施するうえで発生する入居債務保証金を交付する。</p> <p><対象住宅></p> <ul style="list-style-type: none"> ・おもしろネットワーク参画施設・社協と入居債務保証支援モデル事業における債務保証の契約が可能である賃貸住宅 <p><保証の対象・限度></p> <p>(1)対応家賃（建物賃料、共益費）：月額家賃の3ヶ月分に相当する額 (2)残存動産処分に係る費用及び退去に伴う原状回復に係る費用：計10万円</p> <p>※月額家賃は、生活保護制度における当該市町の住宅補助費の月額家賃を上限とする。 ※家主・不動産業者へ施設・社協の連絡先を伝える。</p> <p><保証の期間></p> <p>原則2か月以内（更新可能）</p>
対象者	<p>・次の各号いずれにも該当する者</p> <p>(1)おもしろネットワークで総合相談・支援に関わっている方で、この事業を利用することによって地域での自立した日常生活を送ることが期待でき、当該市長内の賃貸住宅に入居を希望する方。</p> <p>(2)家賃等については支払いができるにも関わらず、入居保証人の確保ができないため賃貸住宅への入居が困難な方。</p> <p>(3)原則、世帯の収入が住宅税非課税相当以下の方。</p> <p>※おもしろネットワークや生活困窮自立支援制度など、なんらかの相談支援が関わっていることを条件とし、アセスメントをしっかりと行ったうえで対応する。</p>
利用料	・保証料（本人利用料）15,000円（2年分）

事例7 終活を助けるエンディングノートの作成・配布

葛飾区社会福祉協議会（東京都）

事業名	人生のエンディングの準備支援事業 http://www.katsushika-syakyo.com
事業開始	平成29年
目的・概要	<p>●自分の人生の記録や亡くなった時、意思が伝えられなくなったときに、遺された人へ伝えたい情報や自分の想い・考えをメッセージとして書き記すとともに、最期まで自分らしく生きるために人生を振り返り、今後の日々をより豊かに過ごすきっかけとするため、葛飾社協版のエンディングノートを作成。社協事務局や高齢者総合相談センター、地域包括支援センター、区役所で無料配布している。</p> <p>●「医療・介護」、「財産」、「亡くなった時」などの5章で構成されており、担当の民生委員・児童委員やかかりつけ医、かかりつけの歯科医の情報を書く欄なども設けられている。</p> <p>●「エンディングノート」の配布のほか、エンディングのための講演会、相続・遺言に対する相談などを含め、「人生のエンディングの準備支援事業」として実施している。</p>
対象者	希望者
利用料	無料

事例 8 老後の生き方ライフデザインノート

南魚沼市社会福祉協議会（新潟県）

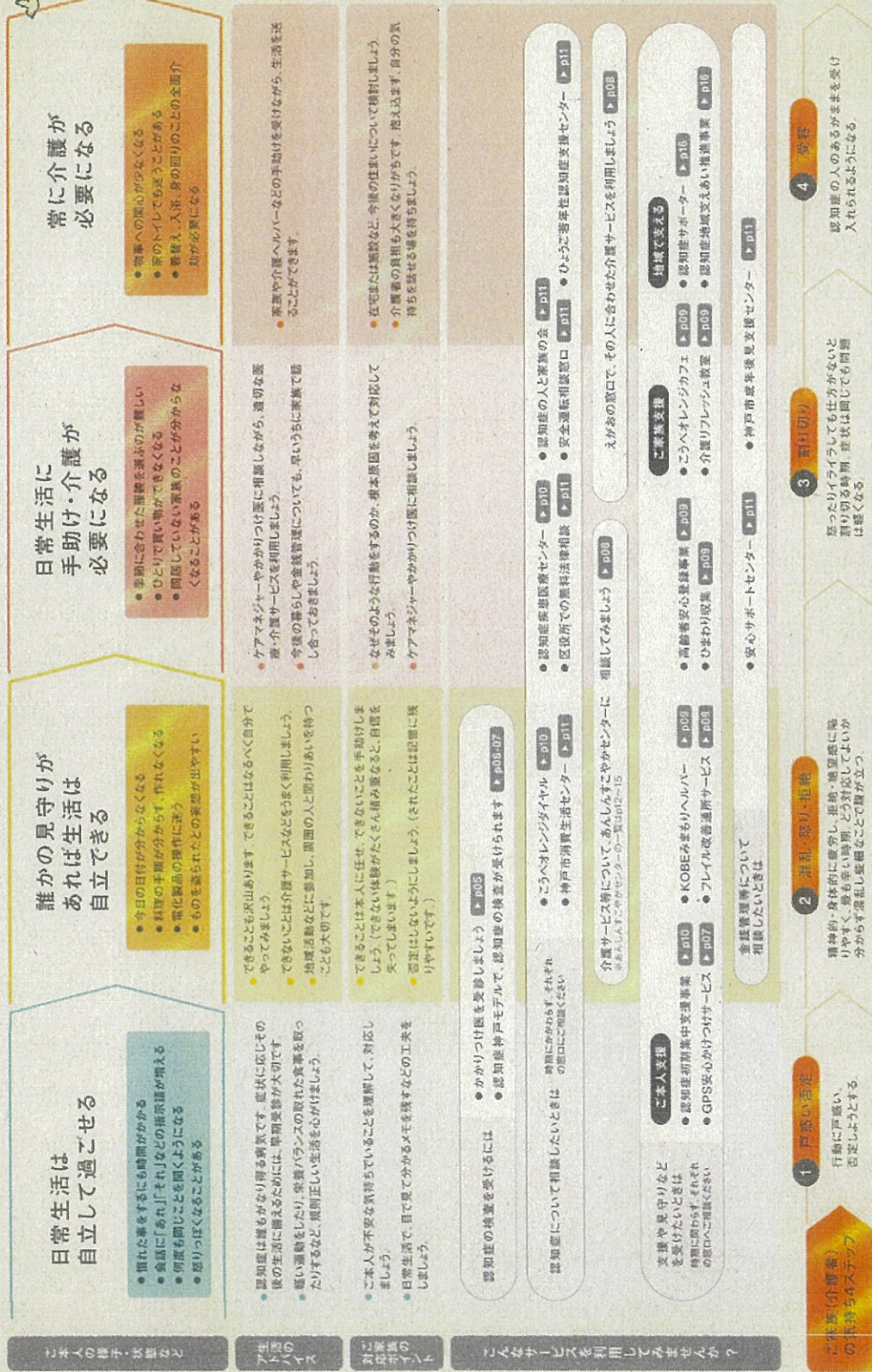
事業名	老後の生き方ライフデザインノート http://www.mu-shakyo.or.jp/
事業開始	平成 26 年
目的・概要	<p>●自分の人生を振り返るとともに、老後のもしもの時に備え、情報を整理して介護が必要になったときにどうしたいか、どのような葬儀を希望するかなどを記入しておくことで遺された家族が迷ったり、後悔しないで済むことを目的に作成。</p> <p>●社協で配布するほか、ホームページからもダウンロードできる。</p> <p>●「ライフデザインノート」の配布のほか、書き方講座や講演会等を含め「ライフデザインノート発行配布事業」として実施している。</p> <p><ライフデザインノートの構成></p> <p>第零章 安心マップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の生活の状況、老後のシミュレーション、暮らしている地域の将来像 <p>第 1 章 自分史</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育歴や学歴・職歴、家族の歴史、我が家の 5 大ニュース、趣味、一番楽しかった思い出、一番苦しかった思い出 <p>第 2 章 メッセージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族へのメッセージ <p>第 3 章 医療・介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医や介護についての希望、認知症になったとき <p>第 4 章 葬儀</p> <ul style="list-style-type: none"> ・葬儀についての希望、訃報を知らせてほしい人 <p>第 5 章 財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・預貯金、保険など <p><市民の反応></p> <p>ふれあい・いきいきサロンや老人クラブ、公民館講座等を中心に書き方講座を行っている。講座開始前は反応が薄い方もいるが、ライフデザインノートの説明終了後は多くの方が自分の分他に家族や近隣住民の分も持ち帰るなど多くの方から利用していただいている。また、遺族の方からも「このノートがあったおかげで、大事な場面で迷わずに済んだ」と声をいただいている。</p>
対象者	希望者（市民）
利用料	無料

5. 認知症ケアパス

「認知症ケアパス（ケアネット）」とは、認知症の症状に応じ、いつ、どこで、どのような医療・介護等のサービスを利用できるかについて、地域資源を整理して、まとめた冊子のこと。

認知症について、知っておきたい、これからのこと

原因となる疾患などにより、認知症の進行や出現する症状は、それぞれ異なります。あくまでも目安としてご覧ください。
 サービスや相談窓口の利用については、以下の区分に記載がなくても利用できるものがあります。詳しくはそれぞれの運営先にお問い合わせください。



認知症神戸モデル

認知症が
気になる方は

をご利用ください

65歳以上の方を対象に早期受診を支援する「診断助成制度」と、認知症の方が関わる事故を救済する「事故救済制度」を組み合わせた制度です。

認知症と診断されたら...

無料で受けられる4つの安心

事故救済制度

保険料は市が負担
最高2億円の賠償責任保険へ加入
※事前登録必要

認知症と診断後、事前登録された方の保険料を市が負担します。認知症と診断された方が事故で賠償責任を負った場合に、最高2億円を支払います（ご家族が賠償責任を負った場合も含まれます）。
※自動車事故は対象外

コールセンター

24時間365日対応

事故があれば、24時間365日対応の専用のコールセンターが事故対応等の相談に応じます。
※事故救済制度専用コールセンター 0120-259-315

GPS安心かけつけサービス

※一機有料

事故を未然に防止するため、日常生活を見守り、非常時のかけつけ（捜索）サービスを含むGPS（衛星利用測位システム）の導入費用を負担します。
※月額利用料金は別途発生します。

見舞金

最高3,000万円 ※金市民対象

認知症の方が起こした事故で被害に遭った方に、最高3,000万円の見舞金（給付金）を支払います。

認知症と診断

第2段階 認知機能精密検査

認知症かどうか、軽度認知障害(MCI)も含めて、病名の診断を行います。

※検査期間：市内73箇所（令和4年12月時点）
※検査時間：午前8時～午後5時

保険診療です。窓口で支払った自己負担分を、後日、市から戻ります（申請が必要です）。
※ MCIと診断された場合、経過観察していただく半年以内に受診できます。経過観察も保険診療です。窓口で支払った自己負担分を、後日、市から戻ります（申請が必要です）。

認知症でない

- 認知機能は年齢とともに変化することがあります。
- 1年後をめぐりに認知機能検査（第1段階）の再受診をご検討ください。

診断助成制度

第1段階 認知機能検査

65歳以上の市民で希望する方を対象に、認知症の疑いが「ある」「ない」かをみる検査です。

無料（受診券の申し込みが必要です）。

※実施医療機関：市内464箇所（令和4年12月時点）

検査内容	認知機能（記憶力、判断力や会話能力などが低下していないか、生活上支障が出ていないか）について、医師による検査を行います。
インターネット	認知症神戸モデル 特設サイト 認知症 神戸モデル 特設サイト
電話	神戸市総合コールセンター 0570-083330 または 078-333-3330 <small>（年中無休9:00～21:00）</small>
郵送	〒650-8526 神戸市中央区伊藤町111神戸市街中堂704F 認知症神戸モデル特設サイトの印刷物 神戸市街中堂704F で入手できます。
ファックス	〒810-0834 津波市 FAX 078-381-6675
受診方法	郵送された受診券を持って、実施医療機関（受診券と一緒に、実施医療機関の一覧表をお送りします）を受診してください。受診する前に、必ず事前に電話予約を取ってください。

最新の情報、認知症神戸モデルの詳細は、特設サイトをご確認ください。

認知症 神戸モデル

事故救済コールセンター
(24時間365日受付)
☎ 0120-259-315

認知症になっても自分らしい生活を続けるために

介護保険サービス等についての相談のながれ



介護保険で使えるサービス以外にも /

こんなサービスがあります

KOBEみまもりヘルパー

- ご家族の方の負担軽減を含めた日常生活への支援として、見守りや外出の付き添いなどを行うヘルパーを派遣します。

対象者

- 神戸市内に在住する方のうち、認知症または軽度認知障害(MCI)の診断を受けた方で、暮らしてはならない方
- 高齢でできるサービス(介護保険外サービス)として実施します
- 見守り、話し相手などを目的とする自宅訪問
- 理美容、食事活動、行事参加等を目的とする外出活動への付き添い

サービス利用の相談先

- 担当ケアマネジャーがいる方、サービス認定を受けている方
- えがあの窓口へ

対象者 65歳以上で要支援1・2もしくは要介護1の方
期間 原則6か月(週1回、90分程度)
利用料 1回200円

フレイル改善通所サービス

- 栄養(食・口飲)、運動、社会参加のプログラムを取り入れた介護予防教室です。
- 利用にあたっては、お住まいの地域を管轄するあんしんすこやかセンターにご相談ください。

対象者 65歳以上で要支援1・2もしくは要介護1の方
期間 原則6か月(週1回、90分程度)
利用料 1回200円

フレイル改善通所サービス

こうへオレレンジカフェ (認知症カフェ)

- 認知症の方とご家族、地域住民、専門職などの誰もが自由に参加し、気軽な交流や相談などができる場に開かれた集いの場です。
- (例) 専門職による介護相談、お茶やお菓子を食べながらお話し、簡単なスポーツなどの運動

こうへオレレンジカフェ

高齢者安心登録事業

- 行方不明になる心配のある高齢者の情報を把握し、警察などと共有することで、行方不明時には捜索協力系へメール配信を行います。
- 利用にあたっては、お住まいの地域を管轄するあんしんすこやかセンターにご相談ください。

介護リプレッシュ教室

- 認知症高齢者などを介護している家族に対し、日頃の介護でのお悩みや体験を話し合える場を提供します。
- 利用にあたっては、お住まいの地域を管轄するあんしんすこやかセンターにご相談ください。

介護リプレッシュ教室

ひまわり収集

- 自分で家庭ごみやグリーン・オレンジ・ブルーなどを持ち出すことができない、一人暮らしのお年寄りなど(要条件あり)を対象に、職員が玄関先までごみを収集に伺います。
- 利用にあたっては、ケアマネジャー、お住まいの地域を管轄するあんしんすこやかセンターにご相談ください。



認知症に関する **お悩み・お困りごと** があるときは...

最近、物忘れが多くなって心配...
認知症の人が使えるサービスを知りたい
介護が大変! 話を聞いてほしい

こうへオレレンジダイヤル

● 認知症に関する相談窓口です。
● 看護師・社会福祉士などの専門職が電話受付をしています。ひとりりで悩まず、まずはご相談ください

078-262-1717 (月～金)9:00～17:00※土日祝、年末年始除く

認知症初期集中支援事業

● 認知症の疑いがあるものの、医療・介護サービスを受けていない方
認知症の症状が顕著で対応に苦慮している方
などについて、専門職のチームがご自宅を訪問し、適切なサービスにつなぎます。
● 受診が困難な場合の、訪問支援なども実施しています。
● まずは、お住まいの地域を管轄するあんしんすこやかセンターにご相談ください。

神戸市認知症疾患医療センター

● 認知症専門の医療機関です。
● 専門職が、医療面での相談などを受け付けています。

神戸大学医学部附属病院	078-382-6908	(月～金)9:00～12:00	13:00～17:00
神戸百年記念病院	078-681-5551	(月～金)9:00～17:00	
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	078-940-5522	(月～金)9:00～17:00	
神戸市立医療センター西市民病院	078-579-1966	(月～金)9:00～17:00	
甲南医療センター	078-857-8720	(月～金)9:00～12:00	13:00～16:30
新生病院	078-918-1766	(月～金)9:30～12:00	13:00～16:30
宮地病院	078-411-8688	(月～金)9:00～17:00	



金銭管理や成年後見制度 (権利擁護) について考えるときに

日常的な金銭管理や福祉サービスに関する相談
日常生活自立支援事業として、判断能力が十分でない方の福祉サービスの利用援助や金銭管理などのサービスを提供します。
安心サポートセンター
078-271-3740
(月～金)9:00～12:00 13:00～17:00
※土日祝、年末年始除く

成年後見制度に関する相談
判断能力が十分でない方の権利を守るため、成年後見人などが本人に代わり法律行為を行います。
神戸市成年後見支援センター
078-271-5321
(月～金)9:00～17:00
※土日祝、年末年始除く

ほかにも こんな相談窓口があります

相談窓口	受付内容	連絡先
ひょうご若年性認知症支援センター	若年性認知症に関する相談窓口です。	078-242-0601 (月～金)9:00～12:00 13:00～16:00 ※土日祝、年末年始除く
認知症の人と家族の会 兵庫県支部	介護経験者が認知症に関する知識や介護の仕方などの相談に集まります。	078-360-8477 (月～金)9:00～16:00
神戸市消費生活センター	消費生活における商品やサービスに関する事業者とのトラブルについて、解決に向けた助言などを行っています。	☎ 188(消費生活ホットライン) 平日 9:00～17:00 ※年末年始除く 土日祝 10:00～16:00 ※年末年始除く 平日は371(22)消費生活センターでも受付可 ☎ 福祉センター 神戸市中央区楠通3丁目4-1神戸市立総合福祉センター6F 神戸市消費生活センター 平日 9:00～16:30
区役所での市民法律相談窓口 (無料)	各区役所では、神戸市市民(在住・在学・在学)を対象に、週1回、面談により市民法律相談を実施しています。	予約はWEB受付 神戸市総合コールセンター 0570-083330 (年中無休)9:00～21:00
安全運転相談窓口	免許返納など、加齢に伴う身体機能の低下等のため、自動車などの安全運転に不安のある高齢ドライバーやそのご家族などが相談できる窓口です。	#8080 ※乗用車を運転する飲酒運転の安全運転相談窓口となります。

神戸市の認知症施策については、ホームページにも掲載しています!

認知症の人にやさしいまち 検索